

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
1 (省略)	1 (同左)
7 (省略)	7 (同左)
<u>8</u> 公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定	<u>7の2</u> (同左)
<u>9</u> 当該贈与又は遺贈に係る財産が公益事業の用に供されるかどうかの判定	<u>8</u> (同左)
<u>10</u> 公益法人の福利厚生施設等として使用される場合 (削除)	<u>8の2</u> (同左)
<u>11</u> 譲渡の収入金額による代替資産の取得	<u>9</u> <u>財産を譲渡することにつきやむを得ない理由として認める場合</u>
<u>12</u> 2年を経過する日までの期間内に公益事業の用に供される見込みである かどうかの判定	<u>10</u> (同左)
<u>13</u> 2年を経過する日までの期間内に公益事業の用に供されることが困難で ある場合の「やむを得ない事情」	<u>11</u> (同左)
<u>14</u> 承認申請書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合	<u>11の2</u> (同左)
<u>15</u> 相続税等の負担の不当減少についての判定	<u>11の3</u> (同左)
<u>16</u> その運営組織が適正であるかどうかの判定	<u>12</u> (同左)
<u>17</u> 特別の利益を与えること	<u>13</u> (同左)
<u>18</u> <u>法律の規定により自主的にその財政基盤の強化を図るべきこととされて いるもの</u>	<u>14</u> (同左)
	(新設)

改 正 後		改 正 前	
<u>19</u>	<u>基本金に組み入れた財産の譲渡</u>	(新設)	
<u>20</u>	<u>基本金明細表等の提出期限</u>	(新設)	
<u>21</u>	<u>財産を譲渡することについてのやむを得ない理由として認める場合等</u>	(新設)	
<u>22</u>	判定の時期等	<u>15</u>	(同左)

別 紙

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(人格のない社団等に対する贈与等) 3 (省略) (1) 当該譲渡が、<u>租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「措令」という。)第25条の17第7項各号(第4号を除く。)</u>に掲げるいずれかの場合・・・ (2) (省略) (贈与又は遺贈のあった日) 5 (省略) (1) (省略) <u>(注) 農地転用許可がなされていない農地の贈与について受入れの決議をした場合は、当該農地に係る農地転用許可があった日に贈与があったものとして取り扱う。</u> (2) (省略) (3) (省略) (4) (省略) (公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定) 8 (省略) (1) (省略) イからリ (省略) 又・・・その法人の開設する医療施設が<u>措令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすもの</u> (2) (省略)	(人格のない社団等に対する贈与等) 3 (同左) (1) 当該譲渡が、<u>租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「措令」という。)第25条の17第4項各号又は9の(1)から(5)まで《財産を譲渡することにつきやむを得ない理由として認める場合》</u>に掲げるいずれかの場合・・・ (2) (同左) (贈与又は遺贈のあった日) 5 (同左) (1) (同左) (2) (同左) (3) (同左) (4) (同左) (公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定) 7の2 (同左) (1) (同左) イからリ (同左) 又・・・その法人の開設する医療施設が昭和50年5月16日付直法1-30、直資2-144「<u>租税特別措置法第67条の2に規定する大蔵大臣の承認等に関する事務の処理について</u>」通達の別添の別紙1「<u>租税特別措置法第67条の2第1項の規定の適用を受ける医療法人の承認基準について</u>」の2(医療施設について)に定める要件を具備するもの (2) (同左)

改 正 後	改 正 前
(3) (省略) (4) (省略) (当該贈与又は遺贈に係る財産が公益事業の用に供されるかどうかの判定) 9 ……例えば、8の(1)のトに掲げる事業を行う法人において…… (注) 1 建物を賃貸の用に供し、当該賃貸に係る収入を公益事業の用に供する場合は、<u>ただし書の適用がないことに留意する。</u> 2 配当金などの果実が毎年定期的に生じない株式等については、<u>ただし書の適用がないことに留意する。</u> (公益法人の福利厚生施設等として使用される場合) 10 (省略) (削除)	(3) (同左) (4) (同左) (当該贈与又は遺贈に係る財産が公益事業の用に供されるかどうかの判定) 8 ……例えば、7の2の(1)のトに掲げる事業を行う法人において…… (注) 配当金などの果実が毎年定期的に生じない株式等については、<u>ただし書きの適用がないことに留意する。</u> (公益法人の福利厚生施設等として使用される場合) 8の2 (同左) (財産を譲渡することにつきやむを得ない理由として認める場合) 9 措令第25条の17第2項第2号かっこ書に規定する「その他これらに準ずるやむを得ない理由として国税庁長官が認める理由により当該財産の譲渡をする場合」とは、例えば、次に掲げるような場合がこれに該当するものとして取り扱う。 (1) 贈与又は遺贈に係る土地等が、不整形地若しくは間口が狭小な土地等又は借地権が設定されている土地等であることなどから、それ自体を、<u>直接、公益法人の公益事業の用に供することが困難であるため、当該土地等の全部又は一部が当該法人において隣接地等又は借地権と交換された場合</u> (2) 財産の提供による公益法人の設立認可等又は公益事業に係る施設の設置認可に際し、<u>当該施設の設置場所が適当でないとする行政庁の指導に基づく設置場所の変更があったことに伴い、贈与又は遺贈に係る財産が当該法人において譲渡された場合</u> (3) 贈与又は遺贈に係る財産の使用について建築基準法その他の法令による制限を受けるなどのため、<u>当初の使用計画が実行不能となったことから事業計画の変更があったことに伴い、当該財産が公益法人において譲渡された場合</u> (4) 公益法人の設立の許可又は認可の要件として、<u>一定の施設を有することが必要とされていることから、当該公益法人の設立前にその設立準備委員会等において、贈与又は遺贈によって取得した土地等の財産が譲渡され、その譲渡代金の全額をもって当該施設が取得された場合で、当該施設の取得のためには当該財産を譲渡するよりほかに方法がなかったと認められるとき</u>

改 正 後	改 正 前
(譲渡の収入金額による代替資産の取得) <u>11</u> 贈与又は遺贈に係る財産に係る措令第25条の17第2項第2号<u>か</u>っこ書の規定の適用を受けようとする場合には・・・ (1)(省略) (2)(省略) (2年を経過する日までの期間内に公益事業の用に供される見込みであるかどうかの判定) <u>12</u> (省略) (2年を経過する日までの期間内に公益事業の用に供されることが困難である場合の「やむを得ない事情」) <u>13</u> 措令第25条の17第2項第2号<u>か</u>っこ書に規定する・・・(<u>14</u>において「やむを得ない事情」という。)がある場合とは・・・ (1) 災害により、当該財産が当該期間内に当該事業の用に供せないこと。 (2) 建築基準法(昭和25年法律第 201号)・・・施設の設置ができなくなったことに伴い当該財産が当該期間内に当該事業の用に供せないこと。 (3) ・・・施設の設置ができなくなったことに伴い当該財産が当該期間内に・・・ (承認申請書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合) <u>14</u> (省略)	(5) <u>公益事業の新規開設又は事業規模の拡張に伴いその事業の基盤として必要不可欠な財産の取得資金に充てるため、又はその事業の基盤として必要不可欠な建物等の減価償却資産が老朽化したことに伴い当該資産の建替資金等に充てるために贈与又は遺贈に係る財産が公益法人において譲渡された場合(上記(4)に掲げる場合を除く。)</u>で、当該法人の財務状況や活動状況に照らし、その財産の取得又は建替え等のためには当該贈与又は遺贈に係る財産を譲渡するよりほかに方法がなかったと認められるとき (注) 当該法人が贈与又は遺贈に係る財産を譲渡することを企図して贈与又は遺贈を受けたと認められる場合には、(5)に該当しないことに留意する。 (譲渡の収入金額による代替資産の取得) <u>10</u> 措令第25条の17第2項第2号<u>か</u>っこ書の規定の適用を受けようとする場合には・・・ (1)(同左) (2)(同左) (2年を経過する日までの期間内に公益事業の用に供される見込みであるかどうかの判定) <u>11</u> 同左 (2年を経過する日までの期間内に公益事業の用に供されることが困難である場合の「やむを得ない事情」) <u>11の2</u> 措令第25条の17第2項第2号に規定する・・・(<u>11の3</u>において「やむを得ない事情」という。)がある場合とは・・・ (1) 災害により、当該財産が<u> </u>当該期間内に当該事業の用に供せないこと。 (2) 建築基準法・・・施設の設置ができなくなったことに伴い<u> </u>当該財産が<u> </u>当該期間内に当該事業の用に供せないこと。 (3) ・・・施設の設置ができなくなったことに伴い<u> </u>当該財産が<u> </u>当該期間内に・・・ (承認申請書の提出後にやむを得ない事情が生じた場合) <u>11の3</u> (同左)

改 正 後	改 正 前
(相続税等の負担の不当減少についての判定) 15 ……同項第1号の要件を満たさないときであつても、<u>同項第2号から第4号まで(同項第2号の判定に当たっては、「その法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、その法人の役員等又はこれらの者の親族等」とあるのは、「その法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者又はその者の親族等」と読み替えるものとする。)</u>の要件を満たしているときは…… (その運営組織が適正であるかどうかの判定) 16 (省略) (1)(省略) イ (省略) (イ)から(チ)(省略) (リ)贈与又は遺贈を受けた財団法人が、<u>8《公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定》</u>…… ロからハ (省略) (2)(省略) (3)(省略) (特別の利益を与えること) 17 (省略) <u>〔措令第25条の17第4項関係〕</u> (法律の規定により自主的にその財政基盤の強化を図るべきこととされているもの) 18 <u>措令第25条の17第4項に規定する法律の規定により自主的にその財政基盤の強化を図るべきこととされている法人で財務省令で定めるものとは、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号。以下「措規」という。)第18条の19第2項の規定による私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第4条第1項に規定する大学又は高等専門学校を設置する学校法人で同法第14条第1項に規定する文部科学大臣の定める基準である学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に従い会計処理を行うものをいい、例えば、その贈与又は遺贈に係る法人の監査報告書又は寄附行為等に当該法人の会計処理は学校法人会計基準により行う旨の記載があるものは、これに該当するものとして取り扱う。</u>	(相続税等の負担の不当減少についての判定) 12 ……同項第1号の要件を満たさないときであつても、<u>同項第2号から第4号までの要件を満たしているときは……</u> (その運営組織が適正であるかどうかの判定) 13 (同左) (1)(省略) イ (省略) (イ)から(チ)(省略) (リ)贈与又は遺贈を受けた財団法人が、<u>7の2《公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定》</u>…… ロからハ (同左) (2)(同左) (3)(同左) (特別の利益を与えること) 14 (同左) (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
(基本金に組み入れた財産の譲渡) 19 措令第25条の17第4項第2号<u>かっこ書に規定する「当該財産につき譲渡があった場合」とは、措規第18条の19第4項に規定する法人の理事会その他これに準ずる機関が贈与又は遺贈を受けた財産を基本金に組み入れる旨の決定を行った後に当該法人が当該財産を譲渡した場合をいい、この場合に限り当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産が当該法人の財政基盤の強化を図るために同項に規定する方法により管理されていることとなることに留意する。</u> <u>〔措令第25条の17第6項関係〕</u> (基本金明細表等の提出期限) 20 措令第25条の17第1項に規定する申請書が同項に定める期間内に提出されなかったことにつき国税庁長官においてやむを得ないと認める事情があり、かつ、当該贈与又は遺贈に係る山林所得又は譲渡所得につき国税通則法第24条から第26条までの規定による更正又は決定を受ける日の前日までに当該申請書の提出があったことから、当該申請書が当該期間内に提出されたものとされる場合であっても、措令第25条の17第6項<u>かっこ書の適用上、当該期間が延長されることにはならないことに留意する。</u> <u>〔措令第25条の17第7項関係〕</u> (財産を譲渡することについてのやむを得ない理由として認める場合等) 21 措規第18条の19第9項に規定する国税庁長官が認める理由により贈与又は遺贈に係る財産の譲渡をする場合とは、例えば、次に掲げるような場合とし、同項に規定する当該財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利で国税庁長官が認めるものとは、次に掲げるようなものがこれに該当するものとして取り扱う。 (1) 贈与又は遺贈に係る土地等が、不整形地若しくは間口が狭小な土地等又は借地権が設定されている土地等であることなどから、それ自体を、直接、公益法人の公益事業の用に供することが困難であるため、当該土地等の全部又は一部が当該法人において隣接地等又は借地権と交換された場合、交換により取得した隣接地等又は借地権 (2) 財産の提供による公益法人の設立認可等又は公益事業に係る施設の設置認可に際し、当該施設の設置場所が適当でないとする行政庁の指導に基づく設	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
<u>置場所の変更があったことに伴い、贈与又は遺贈に係る財産が当該法人において譲渡された場合 当該変更後の施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利</u> (3) <u>贈与又は遺贈に係る財産の使用について建築基準法その他の法令による制限を受けるなどのため、当初の使用計画が実行不能となったことから事業計画の変更があったことに伴い、当該財産が公益法人において譲渡された場合 当該変更後の施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利</u> (4) <u>公益法人の設立の許可又は認可の要件として、一定の施設を有することが必要とされていることから、当該公益法人の設立前にその設立準備委員会等において、贈与又は遺贈によって取得した土地等の財産が譲渡され、その譲渡代金の全額をもって当該施設が取得された場合で、当該施設の取得のためには当該財産を譲渡するよりほかに方法がなかったと認められるとき 当該施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利</u> (5) <u>公益事業の新規開設又は事業規模の拡張に伴いその事業の基盤として必要不可欠な財産の取得資金に充てるため、又はその事業の基盤として必要不可欠な建物等の減価償却資産が老朽化したことに伴い当該資産の建替資金等に充てるために贈与又は遺贈に係る財産が公益法人において譲渡された場合（上記(4)に掲げる場合を除く。）で、当該法人の財務状況や活動状況に照らし、その財産の取得又は建替え等のためには当該贈与又は遺贈に係る財産を譲渡するよりほかに方法がなかったと認められるとき 当該施設の用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利</u> <u>（注）当該法人が贈与又は遺贈に係る財産を譲渡することを企図して贈与又は遺贈を受けたと認められる場合には、(5)に該当しないことに留意する。</u> （ 判定の時期等 ） 22 （ 省略 ）	（ 判定の時期等 ） 15 同左